

函館市監査公表第8号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年8月18日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 金澤 浩 幸

函館市監査委員 池亀 瞳 子

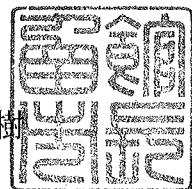


函 競 事

令和 3 年 (2021年) 7 月 28 日

函館市監査委員 様

函館市長 工藤 壽樹



令和 2 年度 (2020 年度) 包括外部監査の結果に基づく措置の  
通知について

令和 3 年 (2021 年) 3 月 30 日に報告を受けた包括外部監査の結  
果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、  
地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知い  
たします。

## 別紙

令和2年度（2020年度）包括外部監査の結果に基づく措置  
 （特定の事件名　補助金等に関する事務執行状況について）

## 1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
競輪事業 部事業課	<p>経費の支払者が本部である書類が存在するため、補助金の交付先が補助金対象経費を支出したことにはならないため、経費の支払者＝補助金交付先（北海道支部）となるよう指導し、是正させること。</p> <p>また、補助金交付先が補助金対象支出をしていることをはっきりさせるよう、交付先に指導し、補助金対象支出を本部が支払っている書類や二重帳簿のような誤解を招くことにならないよう、源泉徴収票などで確認すべきである。</p>	35	<p>選手会北海道支部に対し、指摘事項に係る是正について指導したところ、日本競輪選手会（本部）より、日本競輪選手会は全ての支部と本部を合わせて一つの団体であり、本支店会計を採用していることから、経費の支出等は支部で行っているものの、税務上の処理は団体として一括して行うこととなるため、支部単位で源泉徴収票等の発行をすることはできない旨の回答があったことから、今後も現行通り支部の入会費支出に係る源泉徴収票等の作成を「日本競輪選手会」が行うことはやむを得ないものと考えます。</p> <p>以上の状況を踏まえ、補助対象経費の支出につきましては、支部から当該補助事業に対して間違いなく経費が支出されていることを確認し、経費の混同や誤解のないよう、これまで以上に努めてまいります。</p>

## 別紙

令和2年度（2020年度）包括外部監査の結果に基づく措置  
 （特定の事件名　補助金等に関する事務執行状況について）

## 2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
競輪事業 部事業課	役員報酬全額が補助対象経費となつ ているが、通常は報酬の中に、本部と の連携業務や支部全体としての管理業 務などの対象外経費の部分も含まれて いると考えられることから、補助対象 経費部分について、按分計算をすべき である。	3 6	選手会北海道支部に対して、支部役員の業 務について再度確認したところ、①支部にお ける本部との連携業務や支部全体の管理業務 については、支部長および事務局長が行っ ていること、②補助対象経費となっている副支 部長以下の支部役員に対する報酬については 、支部役員業務として、年間を通じてアマチ ュア選手の指導を行うことへの対価であるこ と、の2点が確認できたことから、今後は、 選手会北海道支部と協議し、現在の「役員報 酬」の表現を、「アマチュア指導費（支部役 員分）」に改め、引き続き全額を補助対象経 費といたします。
競輪事業 部事業課	積算基準がなく補助対象経費の1/ 2を上限に、毎年予算内である100万 円を補助するだけの状況であることか ら、積算方法を定め、適正な補助によ る最大効果の実現を図る必要性がある 。	3 6	当該補助金の算定にあたりましては、平成 27年度に「補助金のあり方に関するガイ ドライン」に従い見直しを行ったものであり、 アマチュア選手等への指導・教育による自転 車競技者の技術および資質の向上を目的とし た人材育成事業や、競輪場でのイベント参加 および自転車教室の開催などのイベント開催 事業など、対象事業を定めたうえで補助対象 外経費を控除した額の1／2以内を補助して いるものであり、今後におきましても、いた だいたご意見を踏まえまして、事業内容を精 査し、適正な補助に努めてまいります。